

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（880））
2. 日時：平成30年4月20日 10時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループ グループマネージャー

他10名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 担当 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営） 副長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月10日、17日、19日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち基本設計方針（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設燃料、浸水防護施設）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設燃料、浸水防護施設）関係】

- 燃料取扱設備であるチャンネル着脱機について、技術基準規則第26条第1項への適合性を整理して提示すること。
- 技術基準規則第26条の基本設計方針については、燃料取扱設備の4つの設備及び燃料貯蔵設備の3つの適合性を網羅的に整理して提示すること。
- 技術基準規則第26条の基本設計方針について、一部、燃料体等の落下防止に関する説明書の内容と齟齬があることから、基本設計方針と説明書の整合性を確認した上で提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・東海第二発電所 本文 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）（個別項目）の基本設計方針 抜粋資料
- ・東海第二発電所 本文 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 抜粋資料